

## 中央駐車場及び駅前駐車場における駐車料金割引対象店舗募集要領

### 1. 目的

市営中央駐車場又は駅前駐車場を利用し、市街地周辺の商店街等店舗で物品購入等対価の支払いを行った者に対する時間駐車料金の割引を行うことで、店舗のさらなる利用促進を図り、まちなかの賑わいを創出するため、その割引の対象となる店舗を募集する。

### 2. 割引が適用される駐車場

- ・中央駐車場（伊万里市伊万里町甲462番地）
- ・駅前駐車場（伊万里市新天町622番地18）

### 3. 割引額

時間駐車料金総額から最大150円（最初の1時間分相当額）の割引

### 4. 申込方法

申請しようとする店舗は、認定要件を満たしているかどうかを確認し、認定（新規）申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、下記申込先へ郵送又は直接お持ちください。

#### （1）申込先

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 産業部 企業誘致・商工振興課 商工振興係 宛

※上記申込先で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

#### （2）その他

認定要件に基づき内容を審査し、認定の可否を決定し、認定書又は不認定書を申請者へ通知します。

### 5. 申込できる店舗

下記の要件を満たしていること。

- ①午前9時から午後6時までの時間内に、店舗利用者に対し物品購入等対価の支払いが必要になる営業等を行っていること。
- ②営業等に際し、関係法令を遵守していること。（例. 食品衛生法、労働基準法など）

## 6. 認定を受けた店舗（認定店舗）の責務

- ①認定を受けた店舗は、店舗内の見えやすい場所に認定書を掲示し、認定店舗であることのPRに努めて頂きます。
- ②認定店舗において、物品購入等対価の支払いを行った店舗利用者へ、中央駐車場又は駅前駐車場の利用の有無を尋ね、利用している場合は、駐車券の提示を求め、その駐車券に黒色のインクのスタンプ台を用いて市が配布するゴム印（㊤）を押印して頂くとともに、割引ライター設置場所（※）の案内を行って頂きます。
- ③黒色のインクのスタンプ台については、各認定店舗の負担で用意して頂きます。

### ※割引ライター設置場所

- ・ 駅通プラザ（伊万里町甲481番地1）
- ・ 伊万里まちなか一番館（伊万里町甲358番地1）
- ・ 伊万里市駅ビルインフォメーションセンター（新天町554番地5）
- ・ 伊万里市観光協会（新天町622番地13）

割引処理は、割引ライター設置場所の営業時間内での対応となります。

## 7. 認定期間

認定日から起算して3年間とします。

認定期間の終了後も継続して対象店舗としての認定を希望される場合は、認定期間終了日の1ヵ月前までに認定（更新）申請書（様式第1号）を上記申込先へ郵送又は直接お持ちください。

## 8. 認定後のメリット

お客様は、認定店舗で買い物をし、中央駐車場又は駅前駐車場の駐車券を提示すれば、駐車料金の割引（1時間駐車分の150円）を受けることができます。

## 9. 問合せ先

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1  
伊万里市 産業部 企業誘致・商工振興課 商工振興係  
TEL：0955-23-2184  
FAX：0955-23-2474